

令和元年度 アジア関係博士論文の審査結果に関する要旨

王琪穎

『東京日日新聞』における勢力均衡論

—— 福地源一郎時代の東アジア外交論 ——

課程博士（学術）博総合第 1692 号（平成 31 年 4 月 25 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 川島真（主査）、同准教授 月脚達彦

同准教授 山口輝臣、同教授 五百旗頭薫、同名誉教授 三谷博

提出論文は、明治中期日本で最も多く読まれていた『東京日日新聞』（以下、『東日』）を取り上げ、福地源一郎を主な書き手とするその社説を網羅的に読み解き、日本政府の対外政策や他紙の社説と比較するなどして、『東日』の東アジア外交論を分析した力作である。本論文は、その分析の結果として、先行研究が指摘するように『東日』の論調が非戦論に傾斜しつつも、その議論には変容が見られ、また先行研究がしばしば指摘したような政府寄りとは異なり、外交論については言えないのではないかということを示唆した。そして、個々の事例ごとに見られた多様性ととともに、「勢力均衡」という言葉で代表される一貫性も見られると結論付けた。

本論文は、序章「対外論研究と『東京日日新聞』」において本稿の問題意識、先行研究とそれへの批判、分析手法、取り上げる東アジアの外交問題の事例などが説明される。特に、分析対象とする『東日』の社説の時期については、福地が主筆ないし社長を務めた時期（1874 年-1888 年）に限定し、またその社説の書き手の殆どは福地と考えられるものの、その全てとまでは言えないため、「福地源一郎時代」という副題を設けたことなど、分析対象が説明される。

第一章「明治初期における樺太と朝鮮」は、樺太問題及び江華島事件をめぐる『東日』の外交論を考察する。樺太問題について、日本政府は同地がすでにロシアの実効支配下にあり、また経済的利益も小さいので、それを放棄して対価を得る方針を採用した。これに対し『東日』も政府と同様の現状認識に立って樺太を放棄すべきだと主張した。千島樺太交換条約と同年に発生した江華島事件発生後、日本政府は基本的に平和的交渉による解決方針を採用しつつも、同時に出兵準備を進めるなど、朝鮮に対して強硬な態度を採った。これに対し、『東日』はむしろ「実益」の観点から一貫して非戦論を主張し、征韓論とは異なる立場を採った。その姿勢は、事件を不問にするとともに、可能な限り関与すべきではないというものだった。しかし、日朝修好条規が締結されると『東日』はその対朝鮮論を修正し、朝鮮の独立を維持して「東洋国勢ノ権衡」を実現すべきだとした。だが、この段階でも『東日』は日本を含めたいかなる他国も朝鮮の内政問題に干渉すべきではないとの立場を堅持した。

第二章「ロシア・清中心の東アジア論」では琉球問題・露土戦争・イリ問題をめぐる外交論を考察した。明治維新以後、日本政府は琉球処分をおこない、琉球と清との関係性を断ち、沖縄県を設置へと向かう。これに対して『東日』は 1875 年から琉球の両属を問題視し、その所属の明確化を主張するようになった。ただし、『東日』は日清関係悪化の回避のため、琉球の完全な内国化

には慎重だった。そのため、1879年の沖縄県設置後、『東日』は婉曲的に政府の琉球併合を批判しつつ、その政策を追認した。1877年の露土戦争は、直接日本との関係はなかったが、英露の覇権争いと世界規模での勢力均衡の観点から『東日』にとり関心事であった。また、清露間の問題であったイリ問題の発生当時、日本政府は琉球問題について清と交渉中であったので、その交渉を有利に進めるべく、対露提携説を仄めかした。それに対し『東日』は、むしろ清露両国の「連衡」を憂慮し、日清間の友好関係を維持すべきだと主張した。だが、これは日清のロシアへの対抗を意味するのではなく、あくまで東アジアの勢力均衡を維持するための方途であった。

第三章「朝鮮問題の再登場と東アジア国際政治」では、壬午軍乱・清仏戦争・甲申政変をめぐる外交論が取り上げられる。壬午軍乱以後、日本政府は一面で事態の平和的解決を模索しつつ、朝鮮に対する強硬姿勢を維持した。それに対し『東日』は、朝鮮への責任追及は必要としながらも、即時出兵には反対し、戦争は最終手段として慎重論を唱えた。『東日』は日朝修好条規以来、清の干渉を除くという意味での朝鮮の独立を支持し、清の朝鮮干渉を批判した。1880年代半ばの清仏戦争に際し、『東日』はこの戦争が清仏両国にとり益がないとし、また日本も局外中立すべきだとした。また、清仏戦争での清の敗北が、西洋に対する日本の地位低下につながることを憂慮した。甲申事変での『東日』の主張も、壬午軍乱の時と同様であった。清と朝鮮の責任は追及しつつも、戦争は最終手段であり、また清の朝鮮への影響力を排除して独立させるべきだとした。しかし、1885年の日清天津条約において、清朝間の宗属関係が取り上げられなかった失望感と巨文島事件の影響で、『東日』は朝鮮独立論を主張しなくなった。

第四章「英露紛争と東アジア」は巨文島事件と長崎清国水兵事件に対する外交論を取り上げた。巨文島事件や露朝密約事件は、東アジア国際情勢と英露両国の対立がいつそう密接に結びついたことを示し、日本政府は従来の日清対抗を基軸とした朝鮮政策の転換を試み、結果的に朝鮮に対する放置、放任主義を採った。巨文島事件に際して『東日』は、これに刺激を受けてロシアが朝鮮に干渉することを懸念しつつ、英露両大国の対立に巻き込まれないよう、巨文島事件には干渉すべきではないと主張した。その後、朝鮮が実質的に清の属国化しており、何かあればイギリスの干渉が期待できるとの認識にたつて、『東日』は朝鮮が諸列強に占領されるよりは清の「外省」となるほうが良いとして、清の朝鮮政策を容認し、対清協調へと態度を転換した。これは、従来の朝鮮独立論の放棄を意味したが、英露間対立を利用して朝鮮をめぐる東アジアの勢力均衡を維持できると考えていた。巨文島占領事件の最中に発生した長崎清国水兵事件に対し、日本政府は紛争回避のために対清協調政策を採った。それに対して『東日』もほぼ同じ見解を採った。

終章「『東京日日新聞』の東アジア外交論と勢力均衡論」は、これまでの諸事例の検討を通じて明らかになった、『東日』の議論の変容と一貫性を考察する。その特徴が見られる朝鮮問題について言えば、『東日』は日朝修好条規締結後に朝鮮独立論を提起し、それにより「東洋国勢ノ権衡」を維持しようとした。しかし、巨文島占領事件に至って、英露との紛争回避のために朝鮮独立論を放棄したが、それもまた「東洋国勢ノ権衡」のためであった。つまり、『東日』にとっては勢力均衡が上位にあり、独立論はそのための方途に過ぎない。『東日』が提唱した勢力均衡論は、明治前半期の日本の輿論が等しく清・朝鮮に対して膨張主義の趨勢を見せたわけではないことを示す。だが、その後日清戦争で日本が勝利して東アジアの勢力均衡が崩れ、『東日』の東アジア勢力均衡論は終わりを迎えた、というのが著者の理解である。

以上が提出論文の要旨であるが、本論文は三つの長所を持っている。

第一に、明治中期に最も読まれた『東日』の社説を網羅的に読解し、章末に記事一覧を掲載するとともに、社説の読解に基づき『東日』の東アジア外交論を、日本の対外政策や他紙と比較しながら分析するという作業それじたいの学界に対する貢献である。これまでおこなわれていない基礎的な作業として、学術的にも高く評価できる。また、個々の事例研究を通じて『東日』の外交論の変容と一貫性を描き出したことは、単に『東日』や福地の研究分析を超えて、明治期のメディアの論調や世論の理解の上で意義がある。

第二に、『東日』以外の他紙との比較を通じて、たとえば琉球問題などに関する議論が際立っていると先行研究で考えられていたものが、むしろ他紙と大差ないことが理解できたこと、また巨文島事件をめぐる議論で『東日』が朝鮮について清の外省になっても構わないとの論調を示したとの指摘で、1880年代の日本の対外認識が東アジアという空間に基づくものへと転換した可能性を示唆するなど、本論文の個々の事例検討は、先行研究に様々な面で再検討を求め、十九世紀後半の東アジア史理解に大きな刺激を与えるものとなっている。

第三に、本稿が明治期中期の日本の主要紙の外交論を精緻に描き出し、単純な対外膨張論でも、政府に同調していたわけでもないとしたことは、明治初期から日本では「大陸政策」として対中侵略政略が採られていたとする、中国における一般的な明治日本理解に対しても、問題提起をおこなうことになる。

他方、もう少し精査が必要な点も見受けられる。まず、本稿の結論にも関わる勢力均衡論についてである。著者は『東日』にある「東洋国勢ノ権衡」を勢力均衡という言葉で置き換えたのだが、一般的な勢力均衡という語と、『東日』にある「東洋国勢ノ権衡」とが同じであるか、いっそうの吟味が必要だろう。第二に、社説の読み方として、その社説の背景、情報ソースなどについてより多くの検討があってもよかった。また、各章の日本の対外政策の理解についても、より網羅的に先行研究を渉猟できたであろう。第三に、『東日』の内政論と外交論との関係性についても検討すればいっそう議論が深まったであろう。第四に、1880年代半ば以降に『東日』が外交論を転換したということは確かであっても、その後の変化も検討することはできたであろう。第五に、マイクロフィルムなどからの史料の読み取りや、読解上のケアレスミスなども修正が必要である。

しかし、これらの点の多くは今後の課題とすべきものであり、また仮に上記のいくつかの点で弱点があったとしても、提出論文が、従来の研究にない新たな視点を提示したことは疑いえない。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

馮川

渾沌の死と生

—— 中国農村基層ガバナンスの苦境とその対応（1980-2015） ——

課程博士（学術）博総合第1693号（平成31年4月25日授与）

審査委員会委員 東京大学准教授 田原史起（主査）、同准教授 阿古智子
同准教授 菅豊、アジア経済研究所 山田七絵、宇都宮大学講師 閻美芳

中国の農村問題をめぐる研究は、今世紀以来、中央政府がそれを最重要課題に掲げることで、中国国内では社会的な注目度の高い領域であり続けている。中国人研究者を中心として広範な農村調査データが蓄積され、とりわけ本論文が課題とする「ガバナンス」問題に関しては、現在までに多くの個別研究が生まれ、一定の成果が挙げられている。いっぽう日本をはじめとする国外の中国研究においては、政治的要因による農村の現場へのアクセスの難しさや、あるいは農村自体が日の当たり難い領域であるという事情もあり、本論文が取り組んだような基層の実態はあまり研究されてこなかった。そうした中で、本論文は中国からの日本留学生である著者が、国内農村へのアクセス面での強みをフルに発揮し、湖北省その他で本人が実施したフィールド・ワークのデータを用いて、生々しい現場の実態を日本語によってつまびらかにしたものである。本論文は、個別の政策領域に特化することなく、農業税徴収、土地利用、紛争解決、農田水利、最低生活保障など広範囲にわたるガバナンス問題を扱っており、中国国内で進められてきた農村研究の集大成という意味も持っている。

本論文は序論から結論までを含め8つの章で構成され、分量は参考文献一覧、関連年表を含めて204頁、字数にして27万字余りである。大部にもかかわらず、論文全体の主張は明快である。すなわち政府によって近年来、推進されてきた農村統治の制度化・規範化は、農村社会が備えている「渾沌」すなわち「在来的社会規則」を死に至らしめ、その意図とは逆にガバナンスの苦境を生み出してしまった。したがって、逆説的ではあるが、農村ガバナンスを軌道に乗せていく上では、ある程度の曖昧さ、「渾沌」を残してやる必要があるとする。

以下、各章ごとの内容を要約したうえで、審査結果について述べたい。

第一章は序論である。問題意識として、中国の政策当局と研究者らが農村問題への対処の方策として「規範化」を重視している現状につき、「渾沌」の有用性を見逃すべきではなく、むしろ戦略的に渾沌を活かすべきであり、また渾沌に着眼して農村社会を研究すべきであることが述べられる。さらに、「国家と社会」を主たるフレームとして先行業績が整理され、社会の「渾沌」に対する国家の側の規範化すなわち「区切り」を鍵概念として本論文全体の分析枠組みが示される。

第二章では、「渾沌」の様態を概観し、中国農村基層ガバナンスの背後に控えている国家目標（経済建設、社会安定、食糧確保、格差制御など）と、国家の目標制御メカニズムについて整理している。このメカニズムは、国家目標の細分化、指標化、上級機関に責任を負う目標責任管理、目標達成を目指した競争激励メカニズム、などからなる。

第三章から七章までは、本論文が主たるフィールドに選択した湖北省稲村において見られる「渾沌」の論理とその展開を具体的に考察する。まず第三章では、人民公社解体後の1980年代以来、農業税・各種割当金（いわゆる「税费」）の徴収が「中心業務」となった経緯を説明したうえで、徴収のメカニズムと、後にそれが実施困難となった原因を、国家による様々な要素の「区切り」の視点から分析し、それに対する基層幹部側の対応についても論ずる。

第四章では、村民の土地利用についての検討に基づき、従来は柔軟で多機能性を備えていた土地の利用秩序が2000年代以降、硬直化していった経緯と、土地をめぐる社会問題の発生、それに対応するための基層行政側の策略が考察される。

第五章は、村落の紛争解決メカニズムの変化についての考察である。すなわち、旧来の農村社会では調停重視の紛争解決策が採られたのに対し、近代法意識が浸透するにつれて裁判による解決が増加し、過去の出来事や意味が法によって区切られた。それにより民事紛争は却って解決されにくくなってしまった。その困難を克服するために、末端社会の側も近代法を柔軟に、戦略的に用いるようになったとする。

第六章では、農田水利の事例を扱う。従来は「大水利」として、様々な機能が一体化していた空間の構造に、人民公社解体後にやはり「区切り」が導入され、断片化していったメカニズムが解明される。中型ダムとポンプ・ステーションにより有機的につながっていた人民公社時代の水利システムが、農家単独の井戸による効率の悪い灌漑に移行していく過程が描かれる。この問題への対応策として導入されたのが、「一区画の土地を単位として請け負う（連片承包）」方式であった。

第七章では、農村最低生活保障が「ニーズ（必要）」を満たす資源から「ウォンツ（欲求）」を満たす資源へ移行する過程が明らかにされる。そこではまず、農民の階層構造が分析された結果、村民の収入価値は曖昧であり、実際に貧困世帯を特定することは困難であることが示される。このため、収入価値を明確に区切る発想に基づく最低生活保障は必然的に混乱をもたらし、結果として基層幹部の側は、この政策の趣旨に反して柔軟な資源分配の対応策を採るようになった。

以上を踏まえ、第八章では結論が導かれる。ここまで議論してきた中国農村基層ガバナンスの各事象を「渾沌」のフレームから再整理し、ガバナンスの苦境が発生するメカニズムとそれを食い止める「渾沌」の役割が論じられる。また、政治・社会・経済という三つの次元から「渾沌」が消失しない中国の社会環境の特質が明らかにされる。そして最後に、目標と規則という二つの次元で過去の日本と現在の中国の事情を比較し、中国農村基層ガバナンスの「渾沌脱出」の可能性について見通しを述べている。

以上が本論文の概要であるが、その学術的貢献として、以下の三点を指摘できる。

第一に、従来、あまり知られてこなかった基層ガバナンスの実態を詳細な事例を用いて明らかにしたことである。本論文で著者は、国家の制度や政策の変遷をしっかりと踏まえつつも、基本的には、農村の現場に発生している「問題」や「もめ事」に着眼して事例を観察・記述するアプローチを採用している。そこでは、章立てに現れた通り、①農業税徴収、②土地利用、③紛争解決、④農田水利、⑤最低生活保障という近年の中国農村ガバナンスをめぐる主要な問題領域のそれぞれについて、具体的な「出来事」の流れを中心に描き出している。稲村の村民個々人の性格や家庭内の事情にまで踏み込んだ綿密な記述は、著者の現地調査能力・情報収集能力が卓越したものである点を示している。さらに、本論文は自らのフィールド・データに止まらず、中国国内の研究者らによる各領域についての個別研究の知見をも渉猟・統合しており、本論文にいわば中国農村ガバナンスの「事例集」としての意義を持たせることに成功している。土地分配や紛争処理をめぐる本論文の詳細な事例研究には、今後、新たな問題領域に向けて発展していく可能性も見いだせる。

第二に、以上の事例研究に留まらず、本論文は、これまでの「常識的な」思考を覆し、いわばパラダイム・シフトを迫る斬新な論点を提出している。荘子の渾沌説話を隠喩として用いつつ、近代国家のガバナンスにおいて、曖昧さを排除して「制度化・規範化」を進めることは当然、好

ましいことであるという通念を、説得的に批判し得ている。前述したような、一見してバラバラに見えるガバナンスの諸領域が、国家の「規範化」による渾沌の「死」と、「在来的社会規則」が保持されたことによる「生」すなわち復活という一つのストーリーでつながっていた点が、克明な筆致で生き生きと描かれている。この領域横断的な「渾沌の死と生」という大きなストーリーの発見は、それ自体が中国社会の構造的特質の指摘として重要であると同時に、有効なガバナンスのためには逆にこれを活かし、利用すべきであるという政策的インプリケーションにも富んでいる。

第三に、本論文は著者の日本留学の成果として、日本語で書かれた中国農村のモノグラフとしても貴重なものである。さらに、本論文は中国農村研究の枠内に留まることなく、日本の農村社会学や日本農村史の成果をも旺盛に吸収しており、終章を中心として随所に日中比較の視点を取り入れている。その意味で、「一見して制度と規範が社会の隅々まで浸透しているように見える日本でも、過去の時期や、あるいは領域によっては混沌が生きている」という発見が、本論文全体を支えている点は重要である。こうした点から、本論文は中国国内だけに意識を集中させた先行研究に比較すれば、よほど視野の広いものとなっている。

以上のようなメリットが明らかであるいっぽう、審査員からはいくつかの疑問点も提出された。例えば、① 国家による規範化の背景には公共投資の管理や汚職問題など、「混沌」の持つマイナス面へ考慮があるという事情が十分に踏まえていないように思える点、② 本稿は「渾沌」を再評価する趣旨を持ちながら、終章の部分では「渾沌脱出」について論じ、全体の主張が揺れているように見える点、③ 全体の記述において、国家=社会、あるいは近代法=それ以外というやや単純に過ぎる二項対立図式が前提とされている点、④ 民主主義国家における「ガバナンス」とは異なる中国の「治理（ガバナンス）」への留意が不十分に見える点、さらに⑤ ガバナンスの領域ごとの差異（「渾沌」復活のメカニズムやタイミングなど）への留意が見られない点、などである。

ただし、このような疑義は、諸領域を横断してスケールの大きな枠組みの中に位置づけることを目的とする本論文の記述スタイルに関連したもので、その意味で副次的な問題であるともいえる。それらは本稿が中国農村政治・社会の研究にもたらした新しい知見と、理論的・実践的価値を決して減ずるものではない。以上を総合的に考慮し、審査委員会は本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

草野泰宏

明治期ヤマトの沖縄イメージの変遷

課程博士（学術）博総合第 1714 号（令和元年 9 月 26 日授与）

審査委員会委員 東京大学准教授 渡辺美季（主査）、同准教授 山口輝臣
同教授 外村大、跡見学園女子大学教授 三谷博、東京経済大学教授 戸邊秀明

本論文は、1879 年に新たに近代国家「日本」の領土となった沖縄に対するヤマト側のイメージ

の変遷、およびその歴史的意味を明らかにするものである。1879年に明治政府が琉球併合を断行したことにより、沖縄は制度的には「日本」の領域に組み込まれた。しかしその「日本」の住民の最大多数であるヤマトの人々は、いつから、どのように、沖縄を「日本」の一部と捉え、その住民を自分達と同じ「日本人」と見なすようになったのだろうか。本論文はこの問題を、明治期にヤマトで発行された新聞を軸に、雑誌や公文書なども用いつつ検証する。

検証の対象とされるのは、併合から1897年までの約20年間である。ヤマト・メディアの沖縄に対する議論を扱った従来の研究では、おおむね併合直後の時期が対象とされてきた。しかし本論文では、沖縄の守旧派による権益回復運動である公同会運動（1895-87年）を、その失敗により沖縄が制度的「日本」化以外の選択肢を失ったという意味において重要なメルクマールであると捉え、この運動が展開された1897年までの期間を扱う。

本論文は、序章・終章に加え、合計5つの章で構成される。第1章「琉球併合をめぐるヤマト・メディアの琉球論」では、1879年の琉球併合をヤマト・メディアがどのように報じたのかを検討する。先行研究は併合から3ヶ月程度の新聞記事を対象とすることから、本論文はその後の約半年間の記事を分析し、①ヤマト・メディアは琉球併合に対する清側の批判を一方向的に否定しつつも、琉球問題を「小事」と見なしていたこと、②そこで最重視されたのは琉球領有に起因する日清間の紛争の回避、ひいては日清提携であったことを明らかにする。その上で、当時のヤマトにとって、琉球は清と戦争をしてまでも守るべき「不可分の領土」ではなかったことが指摘される。

第2章「改約分島案交渉とヤマト・メディア」では、1879年後半から80年にかけて日清間で協議された改約分島案（琉球諸島の一部を清に与える代わりに、日清修好条規を改正し、日本が最恵国待遇を得る「改約」を内容とする琉球問題の妥結案）に関するヤマト・メディアの議論を検討する。これにより、①議論は賛否二分であったこと、②賛成するメディア（2紙）は領土の一部を失うことよりも清において得られる利権を重視していたこと、③反対するメディア（2紙）は「自国の領土」の割譲により日本の「国体」・「体面」に支障が生じる可能性を危惧していたこと、④反対メディアの内の1紙（『東京曙新聞』）のみは、沖縄を日本の「要島」とみなし、沖縄人を同胞であると明言していたことが明らかにされ、ヤマトにとって沖縄は、領土的には依然として「他国への部分割譲すら検討されるほど」軽微な存在でありつつも、僅かながら「日本／日本人の一部」とする言説が出現しつつあったことが指摘される。

こうした「軽微な」沖縄イメージを大きく変えたのが、1886年に行われた内務大臣山県有朋による視察である。第3章「東アジア国際情勢の変動と沖縄」では、この視察の要因・実態・結果についての検討がなされ、まず要因については、山県の沖縄（と対馬）への視察は1885年の巨文島事件（英露間の勢力争いの一環としてイギリスが朝鮮の巨文島を占領した事件）を契機として実施されたことが明らかにされる。沖縄視察の実態に関しては、視察後に山県がまとめた『復命書』が検討され、それは①県政の総合方針と呼び得る内容であり、実際その構想は後の県政に強い影響を及ぼしたこと、②山県の見解のほとんどは漸進的「改善」論で、「其土人（沖縄人）ノ心術情状ヲ察スルニ（中略）両属ノ念、頑然猶絶エス」等と述べるように、山県にとって沖縄の人々の「内面」はヤマトの住民と等し並みではなく、時間を掛けて誘導訓化すべきと見なされていたことが指摘される。視察の結果については、視察を受けてヤマト・メディアが沖縄は日本の防備を担う重要な軍事拠点であると強く意識するようになったことが論証される。すなわち沖

縄とは直接関係のない東アジア国際情勢の変動が、結果的にヤマト・メディアに日本の国境としての沖縄の軍事的重要性を強く意識させ、少なくとも領土的には沖縄は「日本の一部」であるというイメージが強化されていったのである。

その後、日清戦争（1894-95年）を経て、日本が台湾を領有したことで、沖縄は日本の国境ではなくなった。先学はこの戦争の後、日本に「均質・対等な国民」という仮構に基づく「国民意識」が「ひとまずは形成された」と指摘するが（牧原憲夫『客分と国民のあいだ』吉川弘文館、1998年）、この仮構は、領土的には「揺るぎない日本」となった沖縄に対して、どのように設定されたのであろうか。この問題にアプローチするために、第4章「明治期歴史学界における琉球史研究」は、日清戦争と前後して歴史学界で行われるようになった琉球史研究に着目し、これらの研究において沖縄とヤマトとの関係がどのように位置づけられたのかを検討する。従来の研究では、神話・伝説を排除し「歴史的事実」に基づいて日琉関係を論じる菊池謙二郎の研究（1896年）から、この時期に後の「日琉同祖論」の構築に繋がるような本格的な議論はなされなかったとされてきたが、本章では、同時期に幣原坦の一連の研究も行われていたことが指摘され、①その研究は神話や伝説に基づいて琉球が往古からヤマトへ帰属していたことを論じるもので、後の「日琉同祖論」に通じる内容であったこと、②結果的に菊池よりも幣原の研究が広く一般に受け入れられたことが明らかにされる。領土的には日本の一部となった沖縄には、内実的にも「日本／日本人」であることが求められるようになり、「我々の神話・歴史」を共有する存在として描き直されたのである。

こうして内実的にも「日本／日本人の一部」としての沖縄イメージが形成されつつあった1895年、沖縄では守旧派による政治結社公同会が結成され、旧王家である尚氏を据えた沖縄県独自の特別制度の設置を求める政治運動を展開した。この運動がヤマトでどのように報道されたのかを検討する第5章「公同会運動をめぐるヤマト・メディアの諸相」では、①ヤマト・メディアは当初から「日本からの独立を志向する運動」と決めつけ、強烈な沖縄批判を展開したこと、②公同会側は、彼らの目的は独立ではなく（旧慣温存の廃止などによる）「さらなるヤマト化」であると反論したこと、③にもかかわらずヤマト・メディアはこの主張を無視し「沖縄＝独立を志向する地域」というイメージを強化する報道を行ったこと、④こうしたヤマト・メディアの報道を、沖縄初の新聞『琉球新報』（1893年創刊）が記事上で批判し、この記事は『東京朝日』・『大阪朝日』にも転載されたこと、一方、⑤『読売新聞』のみは当初から公同会運動の目的は独立ではなく復藩と見なし、公同会の求める特別制度には賛同しないものの、その一部の主張（特に旧税制の改正）には同調し、急速な同化策を採らない政府を批判したこと、⑥ただしこの同調は「南面（台湾・沖縄）の経営頗る重大」により「国家にして統一の実を欠けば（中略）国家をして危殆の地位に陥らしむる」という「統一された国家＝日本」の国防上の観点から行われたこと、が明らかにされる。すなわち、「統一された国家＝日本」に取り込まれた沖縄イメージにおいては、たとえ「さらなるヤマト化」のための特別制度であっても、「日本」と異質な制度は容認し得なかったのである。

終章では、改めて全体を総括した上で、以後の沖縄がヤマトへの自発的同化の道へと追い込まれていくことが指摘される。そこではヤマトと同様の制度が求められ、伊波普猷ら沖縄の知識人によって唱えられた「日琉同祖論」では民族的同一性が主張されたのである。

以上の内容を持つ本論文が、史料に基づき整合的に論証し得た点を概括すると、①日本による併合から約5年間、ヤマトにとって「軽微」な存在であった沖縄が、巨文島事件を契機とした山県有朋の沖縄視察によって少なくとも領土的には重要な存在と意識されるようになったこと、②日清戦争前後において後の日琉同祖論に繋がる内容を持つ（すなわち沖縄とヤマトの内実面における一体性を説く）歴史研究が出現し、日清戦争の結果、日本の「内地」となった沖縄が内実的にも「日本／日本人」であることが必要となる中で、この研究が広く一般に受容されたこと、③「統一された国家＝日本」の一部としての沖縄が強く意識されるようになったヤマトでは、「さらなるヤマト化」のためであっても「日本」と異なる制度は一切許容されなかったこと、の三点となるだろう。また公同会運動の中でヤマト・メディアが沖縄メディアを意識した動きを見せるようになったことを指摘した点なども、特筆すべき成果である。

これにより本論文は、国民国家として統合されていく「日本」が、歴史的な歩みを異にする地域（沖縄）をどのように取り込んでいったのかを、その最初期段階にあたる「併合から公同会運動の失敗までの期間」において具体的に明らかにしたと言えよう。この期間は、沖縄社会の内部からもヤマトへの同化を目指す動きが見られるようになる前段階にあたるが、従来の研究ではこの「時期的まとめ」は必ずしも明瞭に意識されず、従ってその意味も十分には検討されてこなかった。本論文では、ヤマトにおける沖縄イメージの変遷という切り口から、この期間を連続的かつ実証的に跡付け、複数の画期を指摘するなど、その歴史的意味を明らかにした上で、この期間を「まとめり／1 サイクル」として区分することの有効性をも示した。この点も本論文の極めて大きな成果である。

審査では上記の諸点が評価された一方で、山県有朋の後に複数の閣僚が沖縄を視察したことと言及しなかった点や、日清戦争期のヤマト・メディアの沖縄に関する議論を扱わなかった点、他の近代国家との比較検討がなされていない点などに対し、その不十分性が指摘された。しかしいずれも今後の課題となるものながら、本論文の内容的意義を損なうものではないことも確認された。以上により、本審査委員会は、本論文を博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定するに至った。

内田力

網野善彦の歴史研究の展開

—— 同時代の歴史論への関与を中心に ——

課程博士（学術）博総合第1725号（令和2年2月28日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 長谷川まゆ帆（主査）、同国際高等研究所東京カレッジ教授 羽田正
同教授 桜井英治、同教授 外村大、日本女子大学教授 成田龍一

本論文「網野善彦の歴史研究の展開 —— 同時代の歴史論への関与を中心に」は、1. 日本史研究者として名高い網野善彦（1928-2004年）の研究活動を、時代を追って分析すること、2. その分析により、歴史研究者が狭い意味での専門を超えて歴史をめぐる議論に参画する意味を考察す

ることを目的としている。

網野善彦は、元来、古文書の読解を手がかりにして堅実に史実の解明を目指す日本史研究者だった。しかし、1970年代に発表した『蒙古襲来』や『無縁・公界・楽』などの作品により、社会史の代表的研究者として、日本史という範疇を超えて注目されるようになった。そして、1980年代には、各種商業誌への寄稿が増え、論じられる主題は天皇、国民国家や日本にまで大きく広がっていった。本論文は、歴史研究を取り巻く環境の変化に対して、網野が何を考え、どう行動したのかを、彼の発表した多様な文章を発表年次に注意しながら読み解き、丁寧に分析する。そして、「網野史学」と呼ばれるような網野独自の研究の視角や方法がどのようにして獲得されたのかを説明し、1986年に発表されアニメ作家や小説家などに大きな影響を与えた『異形の王権』を、彼の研究の系譜上にどう位置付けるのかを論じる。

本論文は、序章と二部五章、それに終章から構成される。序章「問題関心と研究対象」では、なぜ著者が網野善彦の研究活動に関心を持ったかが説明され、網野とマルクス主義歴史認識との関係、1970年代以後の商業的出版企画やマス・メディアとの関わりに特に注目することが述べられる。また、網野善彦という歴史家の生涯とその主要作品である『無縁・公界・楽』をめぐる議論が簡単に紹介され、網野の作品が、アニメ作品や歴史小説、それに映画やテレビ番組、音楽など「大衆文化」に広く影響を及ぼしたことが指摘される。

第Ⅰ部「網野善彦による歴史の再解釈」では、網野が個性を持った歴史研究者として注目を集めるに至った経緯と背景が、1950年代から1970年代の彼の作品を分析することによって論じられる。第1章「国際共産主義運動からの出発」では、敗戦後の左翼政治運動と網野の関わりに焦点があてられる。1947年の大学入学後、日本共産党の政治活動に参加し、国民的歴史学運動などで活躍した網野は、揺れ動く共産党の運動方針に翻弄されたのち、国際共産主義運動の一環としての政治運動から離脱した。その後、個別の荘園研究を積み重ね、徐々に日本中世社会について独自の見解を持つようになる過程が語られる。

第2章「中世認識の転換：停滞から自由へ」では、1960年代には中世後期を「停滞」と評していた網野が、1970年代末までには同じ時期を「自由な時代」と積極的に評価するに至ったことが確認される。著者は、その理由として、マルクス主義歴史学（唯物史観）への批判に対応するとともに、商業出版に接した経験から、網野が歴史上の人物の内面や主体的活動に注目するようになったこと、1968年を頂点とする学生運動が大きな影響を与えたことを挙げる。

第Ⅱ部「1980年代の網野善彦と同時代の歴史論への関与」では、網野がこの頃活発だった歴史研究にも関わる各種の議論にどのように対応したのかが、「資料」「メディア」「政治」という三つの観点から分析される。第3章「古文書から資料への概念拡張：モノとの関わり」では、歴史を考える材料として、古文書だけではなく遺物や遺跡をふくむ資料へと、網野がその視野を広げる過程が検討される。高度成長期における中世遺跡の破壊を目の当たりにして、網野が歴史研究におけるモノの重要性に目覚め、資料学の重要性を力説するようになること、1980年頃までには、網野は自らの研究を、歴史学というよりも、文献の分析を主とする「文献史学」とであると表現するに至ったことが説明される。

第4章「歴史の視覚化の試み：メディアとの関わり」では、非文字資料に視野を広げつつあった網野が、1980年代になると、企業PR誌への寄稿や『新版絵巻物による日本常民文化絵引』の

校閲などを通して、歴史を視覚的に捉えることの重要性を明確に意識し、それが『異形の王権』に結実したこと、さらに、画家との協働による絵本や分冊百科シリーズ、子供むけの『いまは昔むかしは今』シリーズなど多くのビジュアルな出版企画を手掛けたことが明らかにされる。また、出版社や編集者が書き手に及ぼす影響の大きさについても強調されている。

第5章「王権と国家の問題視：政治との関わり」では、1970年代から民衆と天皇の関係を研究していた網野が、1980年代前半の右派的な歴史認識を意識し、その批判的な視点から後醍醐天皇を扱う『異形の王権』を刊行したこと、1989年の天皇の代わり前後には、日本史の代表的論者として天皇について発言を求められるようになり、それが天皇論から1990年代の国民国家日本論へと展開していったことが論じられる。

終章「開拓ゆえの分裂」は、本論二部五章の議論を概括したのち、網野が1980年代の歴史をめぐる論議に関与を深めた意味と背景についてあらためて論じる。網野は、自らの体験によって歴史研究が政治的な役割を有することをはっきりと認識していた。それに研究体制への批判的な見方が重なり、網野は歴史研究の新たな社会的な価値を探求するようになった。そして、出版社や編集者との出会いを通じ様々な出版企画に関わりながら、積極的に歴史研究の持つ可能性を押し広げて行った。しかし、網野の開拓した幅広い活動領域は、通常の一の研究者の能力をはるかに超え、彼の超人的な活躍によってのみつなぎとめられうるものだった。皮肉なことに、新たに多くの社会的役割が開拓されたがゆえに、歴史研究はその一体性を保つことが難しくなり、さまざまな新動向へと分裂していった。

本論文は、網野善彦による歴史研究の特徴を、第I部ではマルクス主義との関係から、第II部ではメディアへの対応という観点から詳細に論じ、いくつもの新たな事実を掘り起こし、それらを網野善彦という一人の歴史学者の研究遍歴の系譜上に位置づけることに成功している。また、一歴史学者という立場にとどまらない網野の多彩な活躍とそのことが有する意味について、独自の新鮮な見方を披露している。特に、多様な作品が数多く発表される1980年代の網野の研究の意義を、メディアとの関わりから統一的、説得的に説明している点は本論文の大きな特徴である。網野善彦という歴史家とその作品に関する論評や研究は、すでに数多く存在するが、これらの点は従来の研究には見られない本論文の独創的な特徴であり、網野善彦研究の水準を引き上げる研究成果として、また、今後の網野研究や歴史方法論の研究への大きな貢献として、審査委員全員によって高く評価された。

このように優れた研究ではあるが、本論文に弱点や欠陥がまったく見受けられないわけではない。審査委員からは、第I部と第II部で叙述される網野像の不連続性、1990年代の網野の作品分析の不十分さ、文中で用いられる「民衆史」「国民国家」「戦後歴史学」など一部の用語の定義の曖昧さ、それに諸外国における歴史研究への目配りの不足などが指摘された。しかし、これらは本論文が全体として有する学術的な価値を大きく損なうものではなく、今後本論文を出版する際の課題とすべき点だと考えられる。

よって、本審査委員会は、全会一致で本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

若林恵

国民国家形成を目指す外山正一（1848-1900）の教育改革と対外認識

課程博士（学術）博総合第 1736 号（令和元年 3 月 23 日授与）

審査委員会委員 東京大学准教授 山口輝臣（主査），同教授 外村大
同教授 月脚達彦，同教授 鈴木淳，国際日本文化研究センター教授 瀧井一博

本論文「国民国家形成を目指す外山正一（1848-1900）の教育改革と対外認識」は、東京帝国大学の文科大学長・総長や文部大臣などを歴任した外山正一について、その思想面を中心に、再構成を試みた研究である。論文は、序文と終章のほか、5つの章からなる。

序文では、必ずしも多いとは言えない外山正一に関する先行研究を、(1) 生前の外山正一に接した人物による伝記とそれへの修正、(2) 明治期における社会学の受容史のなかで外山を位置づけたもの、(3) 教育史、とりわけ大学史との関わりで論じたもの、とに区分した上で、しかしこれらはいずれも、外山に対する断片的な理解にとどまっていると批判する。そして外山の対外認識をはじめ本格的に分析するとともに、その他のテキストについても、外山に特徴的な逆説的思考に留意しつつ解説し、それらを総合することで、外山の思想とその変化を明らかにしていくと、本論文での課題を明示する。

「人物紹介」と題された第1章は、外山の生涯をほぼ時系列に沿って概観することで、次章以下でのより詳細な考察への導入とする。外山の前半生に関しては、アメリカのミシガン大学への留学が外山に与えた影響に注意を促す。ついで留学から帰国し、東京大学に職を得た外山については、大学をドイツ国家学に則った政府直属の官僚養成機関と捉える明治政府主流に対して、文部省による大学への過度な干渉を有害と見做し、薩長藩閥の増長に懸念を示したとする。さらに外山の対外認識に話題を転じ、それが日清戦争を機に大きく変化することを述べ、独自の論点への布石とする。

第2章「西洋文明の受容と逆利用」では、外山のキリスト教についての考えの変化を見る。アメリカ留学時代の外山は、キリスト教と帝国主義との密接な関係を強調する論説を記すなど、キリスト教を敵視していた。しかし欧米の文明がすぐれていることは認めており、日本の文明化のためにはキリスト教を利用することも厭わなかった。帰国した外山は、英語教育を奨励し、日本人が、欧米の言語や文化を自己のものにする必要を中流以上の人びとに訴え、それを実現するために、宣教師の力を最大限利用した。1888年に外山らが設立し、良き学士の妻となるべき女性への教育を目指した東京女学館においても、その点は同様であった。

第3章の「政治制度の改良」では、主として民権運動をめぐる外山の考えについて、『民権弁惑』（1880年）、およびそれとほぼ同時期に書かれた「政府職権の範囲」を軸に、考察を加える。外山は、民権運動に対する政府の厳しい対応が、かえって運動の激化を招いていると指摘する一方で、過激な民権運動には異を唱えた。すなわち自らを政府と民権家のあいだに位置づけながら、イギリス流の議会政治を肯定するなど、大隈重信や福沢諭吉らと比較的に近い立場にあった。また政府の権限を拡大することには慎重な「任他主義 (laissez faire)」の考えを持っており、明治14年政変のあとも、積極的に教育改革に関する意見書を文部省に提出することで、大学という組織

の内部から、教育の中央集権化の防止や学問の独立に尽力した。

その教育意見書の内容を詳しく検討するのが、第4章「地方教育振興と学制改革」である。外山の教育改革論で注目すべきは、大学の位置づけとそこへの経路である。帝国大学のレベルを下げることで、大学への接続を容易にしようとする案に対し、外山は、大学のレベルを維持しつつ、帝国大学に進学する人びとの裾野は少しでも広い方が望ましいとして、地方における高等中学校の存続を一貫して主張した。また大学内では教員養成プログラムを開き、学外でも教員検定試験の運営に従事するなど、中等教育の水準を高めるための努力も行った。文部大臣の在職期間は短かったが、大臣の権限を制約する方向で、高等教育委員会の改革を実施している。

第5章の「逆説的思考にみる「小国主義」」は、従来ほとんど分析されてこなかった『社会結合 三大一統 露西亜の大恩』(1889年)について、日本の東アジア政策と関連させながら解説していく。外山は、ナポレオン戦争が西洋各地で諸民族の団結を促したことに触れ、現在では、ロシアの侵略主義がそうした団結を促しており、いずれは「万国同盟の共和政治」が来ると予想する。国際政治に関するこうした認識をもとに、外山は、東アジアの覇権を争うイギリスとロシアの前で日清が対立するよりも、日本は、イギリスと提携しながら、清と協調し、朝鮮の「独立」を求めずともよいとし、朝鮮国内のいわゆる「事大党」の立場に理解を示すなど、現実主義的な「小国主義」とも言い得る同時代的には珍しい見解を保持していたとする。

以上の各章を踏まえ、終章では、外山の目指したものが、学士が教師・官吏・会社員など様々な職業に就き、シヴィル・ソサエティの担い手として活躍する社会、そして、男女・貧富・老若間の優劣がない、思いやりによる自発的団結にもとづく国民国家の形成であったと、結論づける。

本論文について、審査委員会では、これまで本格的な研究の存在しなかった外山正一について、公刊史料はもとより、議会での発言や「外山正一史料」(東京大学総合図書館所蔵)に含まれる草稿類なども利用しながら、その思想面を中心に、はじめて明確な像を提示したものであると、高く評価された。なかでも、1) 従来ほぼ無視されてきた外山の対外認識を正面からとりあげ、その特徴的な主張を再構成した点、2) まとまった形で考えを示すことがほとんどなく、しかも個々の論説や発言では皮肉や諧謔に満ちた表現を好んだ外山について、それらを逆説的思考と捉え、外山による他のテキストや同時代のコンテキストを丁寧に確認することで、読み解いていった点、そして3) そこから浮かび上がる外山の考えを、英文タイトルにある“an inclusive Nation-State”にまとめ上げた点は、本論文の特質すべき成果であるとされた。

このように優れた本論文であるが、一方でいくつかの問題点も指摘された。先行研究の把握に若干の問題が散見されること、対外認識についてはさらに踏み込んだ位置づけが望まれること、同時代の人物との関係への言及が薄いこと、とくに晩年についてやや性急な評価が見られること、終章での結論が必ずしも明快とは言い難いこと、国内についての構想と対外認識との連関について、もう少し言及があっても良かったこと、などである。

しかしながら、これらは本論文の学術的価値を損なうものではなく、今後の課題とすべきものであるとの認識で、審査委員会は一致した。

したがって本審査委員会は、全員一致で、本論文が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

新谷春乃

独立後カンボジアにおける自国史叙述の展開 (1953-2018 年)

課程博士 (学術) 博総合第 1737 号 (令和 2 年 3 月 23 日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 岩月純一 (主査), 同教授 足立信彦

同准教授 岡田泰平, 日越大学学長・東京大学名誉教授 古田元夫

立命館アジア太平洋大学教授 笹川秀夫

新谷春乃氏の課程博士学位請求論文『独立後カンボジアにおける自国史叙述の展開 (1953 年-2018 年)』の公開審査は 2020 年 1 月 30 日午後 2 時より東京大学駒場キャンパス 18 号館コラボレーションルーム 2 で行なわれた。審査委員会は、(主査) 岩月純一、(副査) 足立信彦、岡田泰平 (以上総合文化研究科専任教員)、古田元夫 (日越大学学長、東京大学名誉教授)、笹川秀夫 (立命館アジア太平洋大学教授) の 5 名から構成される。

本論文は、1953 年の独立以降現在に至るまで、カンボジアにおける自国史叙述がどのように展開し変容してきたかを、近代国民国家一般におけるナショナリズムやナショナル・アイデンティティをめぐる言説の類型化の中に特徴づけ、その多面的・動的なありさまを明らかにしようと試みたものである。

カンボジアは、フランスの植民地体制から独立してから 1990 年代初頭に至るまで、カンボジア王国 (シアヌーク政権)、クメール共和国 (ロンノル政権)、民主カンブチア (ポルポト政権)、カンブチア人民共和国 (ヘンサムリン政権)、カンボジア国 (ヘンサムリン政権からカンボジア和平協定をはさんで国連暫定統治機構による統治へ至る過渡期)、カンボジア王国 (=新王国。国連監視下の普通選挙によって成立した現体制) と、政治理念をまったく異にする国家体制が目まぐるしく入れ替わり、安定的な自国史叙述を形成することが難しい環境にあった。また、21 世紀初頭以降は、カンボジア王国の下で人民党による一党支配体制が続き、逆に強く固定化された政治状況の中で、これまでの自国史叙述の中のどこが維持され、どこが書き換えられるのかを、同時代的に観察することが可能な稀有の例である。その一方で、政治体制の転変により、政界から自立した「歴史学界」が成立していないカンボジアにおいて、自国史叙述の主たる場となったのは初等中等教育における歴史教育の場である。このため、本論文で主たる検討の対象となるのは、フランス植民地時代以降現在に至るまで、(1) 各政権の当事者によって編纂された歴史教科書を中心とする自国史叙述、(2) 一時的に複数の対立する言論を包含する言説空間が成り立った時期においては在野ジャーナリズムにおける言説、(3) 各政権に対する対抗勢力 (たとえばシアヌーク政権、ロンノル政権時代におけるカンブチア共産党 [ポルポト派] など) による自国史への言及である。

論文は序章、第 1 章から第 5 章の 5 章からなる本論と、終章からなる。序章では、本論文における分析の範囲を、ナショナリズムの中の文化的側面に焦点を当てる「文化ナショナリズム」に限定したうえで、国民国家による支配を正統化する文化的な諸表象が国民国家そのものの形成と同時に進行する「創造型ナショナリズム」と、既存の諸表象を組み替え、取捨選択してゆく「再

構築型ナショナリズム」とに分け、タイ、フィリピン、ベトナムなど他の東南アジア諸国における自国史叙述形成のプロセスと比較することによって、カンボジアのケースを単なる「創造型ナショナリズム」として、フランス植民地体制下に淵源をもつ自国史叙述の形成ととらえる先行研究を批判的に継承し、むしろ既存の文化的諸表象が取捨選択されてゆくプロセスを軽視すべきではないと説く。そのうえで、現在カンボジアにおける自国史叙述を通底するテーマは「消滅の恐怖」であると指摘し、(1) 外部勢力(「他者」)との対立、(2) 支配の内的な正統性を保証する統治者としての王、そして王に対する「対抗者」としての英雄、(3) 歴史上の大事件としてのジェノサイド、の三者を分析軸として設定することによって、転変の激しいカンボジアの自国史叙述の特徴を論理的に説明している。

具体的には、第1章でカンボジア現代史の構図と、それにともなう歴史教育の変遷をまとめ、第2章で外部勢力としてフランス、タイ、ベトナムの三者を挙げ、独立後もフランスを敵視する見方が一貫して弱いのに対し、タイに対しては、プレアハ・ヴィヒア寺院の領有をめぐる問題がクローズアップされるたびに強い敵視が向けられたこと、ベトナムに対しては、シアヌーク政権時代の「親越」、ロンノル政権時代の「反越」、ポルポト政権時代の「反越」、ヘンサムリン政権時代の「親越」、カンボジア国時代の「反越」を経て、現在の「問題視されることのない過去」へと至る、外交の基本方針によって大きく揺れる歴史像を、ベトナムの南下による失地や、「ヴィンテ運河の竈」の話など具体的なイベントへの言及の度合いの変化を分析することによって詳細に明らかにしている。

また第4章と第5章では、支配の内的な正統性を作り出す語りの中で、「王」とそれに反逆する「英雄」とがどのように位置づけられていたのかがクローズアップされ、うち「王」を取り上げる第4章では、王制をとるシアヌーク政権と現在の新王国体制とにおいては、シアヌークに至るカンボジアの歴代国王の業績が肯定的に評価される一方、王制を廃止する前提をとったロンノル政権からヘンサムリン政権にかけては(名目的な国家元首として幽閉され、忘却されていたポルポト政権下も含め)、王に対する批判的な叙述が増えること、また、同じ王制であるシアヌーク政権と1993年以降の新王国体制とでは違いもあり、隣国からの干渉を引き起こした王への批判的な叙述は現在でも維持されており、歴代すべての国王が肯定的に叙述されているわけではないことが指摘されている。

さらに第5章では、「王」に対峙する存在としての「英雄」(16世紀に王権を「篡奪」したスダチ・コン)に関する叙述が、「王」への評価と逆に(しかし完全な相反ではなく)、王制批判を強調したロンノル政権と、王制のもとにある現在の新王国体制とにおいて頻繁に現れること、このうち、新王国体制における言及は、体制内における王党派(フンシンペック党)と人民党(ヘンサムリン政権における政権党の継承者)との対立の中で言及されていたこと、また人民党の独裁化の進行に伴い、その指導者を半世紀近くにわたって務めているフンセン現首相のイメージ構築戦略へと継承されていることを指摘している。

そして第3章では、ポルポト政権下のジェノサイドについて、内戦が継続しポルポト派をはじめとする三派連合政権との競争が続く状況下において、ヘンサムリン政権がジェノサイドの責任を「一部の指導者」に帰する限定つきで大きく取り上げた第1期、和平協定の締結後、ポルポト派のすべてを平和裏に投降させるためにジェノサイドにかかわるすべての叙述を抹消した第2期、

ポルボト派の崩壊後、叙述を一部復活したものの野党からの異議申し立てによって教科書が回収された第3期、そしてポルボト派元最高幹部を裁く特別法廷の設置をきっかけに叙述が復活した第4期に分類している。そして最後の終章では、本論各章における分析をふまえ、外部勢力、「王」と「英雄」、ジェノサイドについて、叙述の変化に基づく時代区分をそれぞれ別個に試みている。

以上の概要に対する本審査委員会の評価は下記のとおりである。

著者は、カンボジア語の高度な理解能力と、長期間にわたる史料調査によって、長く続いた政治的混乱により散逸した史資料を博搜し、また全土に散住する史料の書き手に対するインタビューの結果を用い、個々の叙述の真意に肉薄して、カンボジアにおける「カンボジア史」の動的な成立過程を浮き彫りにしている。その最大の成果は、細部にわたる実証性であり、特にカンボジア語史料の裏付けは、これまでの先行研究に比べて群を抜く水準にある。また、分析面においても、対立の軸が何なのか、その全体像を明示していること、またひとつひとつの軸が時代ごとに少しずつずれながら、自国史叙述としての首尾がどのように矛盾をきたさない形で変容していくかを精緻に描き出していることも、これまでの研究にない特徴である。現代カンボジアに関する実証的な業績がまだまだ少ない中で、国際的にも意義ある研究成果であるとともに、主に文献資料に依拠した研究の可能性を実証した点でも貴重な成果といえよう。

一方、公開審査においては、主として論文の構成について、政治体制の転変に実証データを押し込んでいくきらいがあり、データそのものに語らせる点ではなお再考の余地があること、結論で行った時代区分が、相互にどのような連関を有し、全体としてのカンボジア史像の形成プロセスがどのようなものであったのかへの言及が少ないこと、第5章でフンセンの偶像化に触れている部分では、分析枠組みが現在の情勢分析と直結しており、歴史像ないし歴史叙述という枠組みからずれている部分があることなどが指摘された。また、他の東南アジア諸国、特にフィリピンとの対照については、その異同に再考の余地があること、「歴史学」という学術自体が近代ヨーロッパ的な枠組みによって規定されているものであり、カンボジアのケースをその「延長」でとらえるよりは、いわゆる「歴史学」が成立しないという固有の状況として描写したほうがよいのではないかという意見も提示された。

著者は上記の質問に対し過不足ない回答を行った。審査の結果、本審査委員会は、上記の欠点が本論文の成果を著しく損なうものではなく、この分野での研究を前進させるものであるとの認識で一致した。よって本論文を博士（学術）の学位請求論文として合格と認める。

白凜

戦後日本における朝鮮人美術家たちの表現の模索

——1945年から1962年まで——

課程博士（学術）博総合第1738号（令和2年3月23日授与）
審査委員会委員 東京大学教授 外村大（主査）、同教授 杉田英明
同教授 加治屋健司、同准教授 三ツ井崇

大阪大学教授 北原恵, 東京経済大学准教授 早尾貴紀

本論文は、戦後日本における在日朝鮮人美術家の集団的な活動を分析し、その活動の意義とそのもとで発表された美術作品について論じたものである。対象時期は、1945年以降、在日本朝鮮文学芸術家同盟美術部発行による『在日朝鮮美術家画集』が出版された1962年を一応の区切りとしており、検討の対象となった美術家は、主にこの画集に作品を載せた、ないしはこの画集を発行した団体に参加した在日朝鮮人たちである。構成は、「はじめに」と、第一章～第八章、「おわりに」のほか、在日朝鮮人美術家の作品や関連写真の図31点、作品の出展や団体の活動状況についての表9点、人名一覧、参考文献一覧を付したものとなっている。

論文の内容を簡略に述べると次のようである。「はじめに」では、在日朝鮮人美術家の活動についての先行研究の少なさ、関連資料や作品自体の発掘が十分でないことを指摘し、それについての本格的な研究を行う必要性を述べる。これに続く本論は、歴史編、造形編、記録編の3部構成となっている。歴史編のうち、第一章では、日本敗戦以降、日本にいた朝鮮人美術家が連絡を取り、緩やかな集まりを持つとともに、やがて在日朝鮮人美術会（在日本朝鮮文化芸術家同盟美術部の前身）を結成し、どのように描くかを論じあっていたことやテーマ制作等の活動を展開したことを述べる。第二章は、日本人美術家との交流、そのもとでの在日朝鮮人美術家の日本アンデパダン展への出品、日朝友好展の開催等の事実を明らかにする。第三章では、朝鮮半島の南北分断という状況に規定されて、別々のグループを形成していた在日朝鮮人美術家たちが、1960年と1961年に「連立展」として合同で美術作品を発表する場を持ったこととその意義について記している。造形編では、まず、第四章で在日朝鮮人美術会所属の代表的な画家の作品を取り上げて論じ、在日朝鮮人の生活やそこでの苦悩が反映されていることを指摘している。第五章は、集団的にあるテーマを設定して描かれた作品を分析したもので、南朝鮮の民主主義を求める活動や北朝鮮帰国運動を取り上げ、それに深い関心を寄せて作品を描いていたこと、それらの作品が一つひとつは個性的であるとの分析が示されている。第六章は、民族団体の機関紙の連載漫画を描いていた漫画家とその作品を取り上げ、それらが、在日朝鮮人の文化継承や祖国への思いが反映されたものとなっていたことが記されている。記録編は、第七章が在日朝鮮人美術家団体の機関誌『朝鮮美術』のうち、現存するものの内容の紹介であり、第八章が、在日朝鮮人美術家やその遺族、彼らとかかわりを持った日本人の証言から把握できることの記述である。そして、「おわりに」では、本文の論述をまとめたうえで、在日朝鮮人美術家たちの活動が、朝鮮半島の平和と、日本に住む朝鮮半島にルーツを持つ者の平穏な日々を願って続けられていたとの結論を記している。そのうえでさらに、当該時期の在日朝鮮人美術家たちの議論のなかで出てくる用語や、民族団体、美術教育との関係、ほかの美術作品との比較分析等が必要であり、資料の発掘や関係者からの聞き取りを継続して進めるべきことが述べられている。

以上のような内容の本論文については、審査委員から次のような評価が与えられた。

まず、なによりこの論文は、在日朝鮮人美術家の活動と作品についての、はじめての本格的な学術研究であり、その点で多大な意義を持っている。在日朝鮮人の歴史についての研究は、比較的蓄積を持つ社会運動史研究や生活史研究、独自の領域を形成している在日朝鮮人文学の研究に加えて、近年、映画や音楽等についての着目した研究も出始めている。しかし、在日朝鮮人の美

術活動については、そもそもあまり知られておらず、少数の美術家やいくつかの作品について論じたものがあるにとどまっていた。また、日本美術史研究でも、マイノリティに着目して研究を進めることはほとんど行われてこなかった。これは、在日朝鮮人美術家の作品自体、関連資料自体、美術館や関連施設等に保存されているものが少数であり、所蔵状況が不明であったことが大きい。そうしたなかで、本論文の筆者は、これまで知られていなかった、多数の作品、文献資料を発掘し、50名に及ぶ関係者の聞き取りという、地道な調査を行った。しかもその調査は、日本国内の美術館や大学等だけでなく、また日本国内の美術家と遺族等のみを対象としたものでもない。本論文の筆者は、使命感を持って、国際関係にも起因する様々な困難を乗り越えて、韓国や朝鮮民主主義人民共和国をも訪れて、関係者との信頼関係を築きながら調査を進めた。その結果として、これまで知られていなかった関連資料と作品が発掘され、本論文で紹介、分析されることとなった。また、取り上げられた在日朝鮮人美術家の渡日の経緯や交友関係等を含む、ライフストーリーにも、ほとんど知られていなかった事実が多数含まれる。在日朝鮮人美術家団体についても、結成の経緯や役員の変遷、活動の方針等が本論文によってはじめて跡付けられた。こうしたことから、本論文は、在日朝鮮人美術史の研究の土台を築いたものであり、今後、在日朝鮮人美術についての研究を語る際にならざる参照されるべき研究成果となったことは間違いない。

また、戦後日本の美術史でこれまで語られていなかった重要な事実を発掘したという点でも意義を持つ。さらに、本論文で提示されている分析は、他のディアスポラの芸術活動やポストコロニアリズムにかかわる研究においても、考えていくべき問題を提示しているものである。

ただし、本論文について、審査委員からはいくつかの疑問や問題点も述べられた。まず、在日朝鮮人美術家の動向それ自体は明らかになったものの、それと同時代の日本社会や在日朝鮮人社会の状況との関係、朝鮮民主主義人民共和国の美術界の動向の影響等について、より詳細な分析と記述が必要であったという指摘がなされた。また、在日朝鮮人美術家たちの議論のなかで語られる、「民族美術」や「社会主義リアリズム」がどのようなものであったのかが、必ずしも明確ではないという指摘があった。民族美術という問題では、なぜ、水墨画や文人画ではなく油絵という表現での作品がほとんどであるのかということも重要な問題である。さらに、社会主義リアリズムについては、同時代の日本の美術評論の参照が求められるほか、それが指し示すものについて、どこを経由しどのようにして彼らが受容していたかを調査する必要も述べられた。さらに、具体的に造形分析を行っている作品がより多くてもよいという意見や、ほかの様々な作品との比較性、植民地期との連続性についての検討がなされていないこと、さらに、分析の時期を論文タイトルでは1962年までとしているのにもかかわらず、それ以降の時期の作品についても取り上げられていることを問題とする指摘もあった。

以上のように、本論文には、若干の不足点、解明すべき課題としてなお残る点はある。しかし、それらは、本論文の意義を損なうものではない。そして、それらのいくつかは、前述のように、この論文が在日朝鮮人美術家の活動を、丹念に跡付けた作業の結果として、はじめて見えてきたことでもある。その意味でも、本論文は、重要な研究成果であることが確認できる。

以上のことから、本審査委員会は、本学位請求論文が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定した。

寺島宏貴

「公議」のメディア史

—— 明治初年の新聞紙面 ——

論文博士（学術）博総合第 18519 号（令和元年 5 月 23 日授与）

審査委員会委員 東京大学准教授 山口輝臣（主査）、同教授 外村大
同准教授 出口智之、同教授 五百旗頭薫、跡見学園女子大学教授 三谷博
元・東京経済大学教授 有山輝雄

本論文「「公議」のメディア史——明治初年の新聞紙面」は、慶応4年（1868）から明治6年（1873）までの時期の新聞を渉猟しながら、「公議」を軸に、当該期のメディア史像の再検討を試みた研究である。そしてそれを通じて、メディア史における幕末期と自由民権期との間隙を架橋しようという意欲作である。「公議」とは、論文提出者によれば、幕末から明治にかけての日本に出現し、メディアを不可欠な契機として社会に共有されたコミュニケーションの形態である。

本論文は、全3章のほか序と結によって構成される。

序では、これまでの明治初期の新聞および「公議」の研究史を整理しながら、その問題点を提示する。吉野作造による明治文化研究において、「万機公論」＝「公議」のメディアとして新聞は規定され、議論されていたにもかかわらず、そのような新聞観がのちの新聞史研究には継承されなかったこと。また従来の「公議」とメディアをめぐる研究では、主として近世の武家でみられた合議・上書によるコミュニケーションや、民間での風説留という政治情報の蓄積、あるいは明治7年（1874）以降の自由民権運動を背景としたメディアについての解明は進んだものの、両者の間の時期については質量ともに十分とは言えないことなどを指摘し、それを克服することに本論文の課題を設定する。

第1章「戊辰戦争期の新聞」は、幕末における新聞の導入過程からはじまる。ヨーロッパの新聞に触れた遣欧使節は、それが「パブリックオピニオン」を形成する役割を担っていると把握していたこと、開成所が英字紙の論説を翻訳した「新聞」を作製したこと、そしてこれらを通じて、幕臣は、新聞には政治・社会を批判する機能があると認識したことなどが述べられる。

次いで戊辰戦争期に新聞が展開した言論競争の検討に移る。開成所で「新聞」を作製した経験を持つ柳河春三が、慶応4年（1868）2月に『中外新聞』を創刊したのを皮切りに、旧幕臣や藩士によって新聞が続々と発行された。これらは、「言路洞開」を求める建白書の掲載と英字新聞の翻訳をもって、新政府への対抗言論を展開した。一方、新政府も『内外新聞』を創刊し、新聞メディアを手段とした言論戦を開始した。その際には双方とも、自ら唱える説こそが正しい「実説」であり、相手は「虚説」を吹聴していると主張する形で、言論を展開していた。

第2章「明治二・三年の民間新聞」では、戊辰戦争期に政府の規制によって発禁となった民間紙が再生していく過程と、その言論について考察していく。『中外新聞』は、明治2年（1869）3月に官許を受けて再刊されたが、その後も「実説」を重視する立場をとり続けた。そしてその紙面では、郡県論をはじめとする建白・論説の類が掲載され、国政を論じていた。新聞は、官許を得ることにより、新聞紙印行条例では「政法」をみだりに批評する行為を禁じられていたにもか

かわらず、実質的には「政法」を論ずることが可能となったのである。しかし、各紙はいずれも短命に終わり、『中外新聞』も柳河春三の死によって明治3年(1870)春には廃刊した。その結果、横浜居留地で発行されていた『横浜毎日新聞』のほか、僅かな新聞だけが残ることになった。

第3章「明治四～六年の民間新聞」では、明治4年(1871)から明治6年(1873)にかけて、政治家や府県の支援で発刊された民間紙と、その言論を検討していく。政府による新聞育成策のもと、木戸孝允が発刊した明治4年5月の『新聞雑誌』に引き続き、各地で次々と地方新聞が創刊された。そこでは読者を紙面に呼び込もうと、投書が積極的に募集されたが、やがて読者が直接意見を述べる類の投書が増えてくる。誹謗中傷や荒唐無稽なものを含む各種投書の爆発的増加を目の当たりにして、新聞は、政論の必要を自覚するに至り、さらには国政を直に論議することこそ文明のメディアであると、投書によって主張しはじめるに至る。このように、新聞と政府・府県との緊密な連携のもと、読者が直論し合う「公議」のメディアは育成されていった。

結では、第1章から第3章までの議論を振り返るとともに、メディアを通じた「公議」がどのように表出し、共有されるかを展望する。明治期には夥しい数の建白書が書かれ、政府に提出された。しかし、こうした建白に書かれた意見が世間に共有されるようになるには、商業メディアによって宣伝されることが必要となる。そのような意味で、新聞は同時代の建白書を圧倒する「公議」のメディアとして機能した。明治7年(1874)正月、民選議院設立建白書の『日新真事誌』掲載をもって発生した自由民権運動は、それまでの政府による新聞の育成策が育んだメディアによる運動であった、と結ばれる。

本論文について、審査委員会では、明治初年の新聞を、地方新聞にまで目を配りつつ、丹念にめくるといふ膨大な作業量に裏打ちされた研究であり、明快な構成により筋道の立った明治初年のメディア史像を提示することに成功しているという点で、意見の一致を見た。なかでも第3章は、民権前夜とも言うべき時期について、いままで稀にしか取り上げられてこなかった地方新聞を発掘した上で、投書を核に「公議」というコミュニケーションの形態が育成されていく様子を描き出すことで、メディアを受け容れる側の在り方を具体的に示した貴重な仕事であり、「公議」のメディア史という課題設定が効果的に現れているとして、とくに高い評価を得た。

このように優れた本論文ではあるが、一方でいくつか問題点の指摘もあった。メディアやコミュニケーションといった基本語彙の使い方に不用意なところがあり、「公議」の特質を十分に打ち出せていない憾みのあること、またそのこともあってとくに「公議」についての理論的研究との接点を持ちにくいものとなっていること。あるいは『太政官日誌』をはじめとする政府メディアへの言及が相対的に薄いこと、「実説」と「虚説」といった提出者が使用する分析概念のなかには必ずしも有効とはいえない部分があること、メディアの権力性といった重要な論点については示唆するにとどまっていることなどである。

しかしながら、これらは本論文の学術的価値を損なうものではなく、むしろこうした点についての思考へと読者を誘うことのできる有意義な論文と見做すべきであるとの認識で、審査委員会は一致した。

したがって本審査委員会は、全員一致で本論文が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

緒方宏海
中国黄海島嶼漁民の人類学
—— 歴史・相互行為・外部環境 ——

論文博士（学術）博総合第 18569 号（令和元年 12 月 26 日授与）
審査委員会委員 東京大学准教授 田原史起（主査）、同教授 森山工
同准教授 阿古智子、同教授 渡邊日日、京都大学教授 太田出

本論文は、中国の黄海に浮かぶ島々である長山諸島の島嶼漁村を対象とし、著者自身の長期にわたるフィールド・ワークを通じてその歴史と現状に迫ろうとした貴重な民族誌の成果である。序論から結論までを含め 7 つの章で構成され、分量は参考文献一覧を含めて 250 頁、字数にして約 30 万字である。以下、各章ごとの内容を要約したうえで、審査結果について述べたい。

序論では本論の目的が、これまで周縁的な扱いを受けてきた島嶼に生きる人々の日常生活、とりわけ相互行為の特徴を、文化人類学的手法を用いつつも、彼らが歩んできた歴史と外部環境である国家や陸地本土との関係をも含めて理解することであるとする。そのうえで、①人文地理学、社会学、そして文化人類学からの「島嶼性」をめぐる論点が整理され、②費孝通の「差序格局」概念に代表される従来の中国社会論への批判的検討から、本論の課題が導かれる。

第一章から第三章までは、対象地域である長山諸島の歴史を扱った章である。第一章では、清朝康熙帝から乾隆帝の時代にかけて山東省を中心とする大陸からの移民により長山諸島が一つの地域として形成された時期が扱われる。その過程で在地有力者である「公主」の下に一般漁民を従属させる「実供」制度や、海賊の襲撃に備える治安維持組織である「会」など独自の制度が生まれたとされる。

第二章では、長山諸島がロシアの支配を経て日本の植民地支配下に入った時期の漁業政策と島民の漁業経営の実態が明らかになる。とりわけ日本植民地当局が「実供」制度と富裕層の「漁覇」を利用し、漁業生産の安定と統治の安定化が図られた点が示される。

第三章では、中華人民共和国体制下に入り、共産党の入島により「実供」制度が解体され「漁覇」が打倒されたのちの、集団労働の下での漁業生産の実態が明らかになる。同時に、三反運動、大躍進、四清運動、文化大革命など建国後の諸運動を通じ、国家という島にとっての外部環境が、長山諸島の島嶼性を変化させていく様子が描かれる。

以上の歴史的展開を踏まえ、第四章と第五章では筆者自身のフィールド・ワークによる情報が駆使され、改革開放以降、現在に至る島嶼漁民の相互行為と村落政治の特徴が描き出される。第四章では現在の島の漁業経済や観光業の発展、それらに伴う若者の個人化、通婚圏、宗族、分家慣行の変化と世帯本位の暮らしの形成、そして近隣関係における女性同士の紐帯の重要性が明らかにされる。総じて、長山諸島では世代、性別、職業によって相互行為には異なる特徴がみられることが示されている。

第五章は、長山諸島の村々における「村民自治」についての考察である。まず大陸農村を対象とした「村民自治」をめぐる諸問題が提示されたあと、著者の主たるフィールドである「A 島」を舞台として、村落の政治生活が描かれる。村民委員会の選挙と候補者の同族的背景の分析、投

票行動の観察を通じ、概して女性が政治的には消極的であるにも拘わらず、婦女主任が村民生活において果たしている多方面の役割が見出されている。総じて、島民は村幹部を信頼しており、安心して政治参加を行っており、各自は自身の利益最大化を追求することなく島の社会関係に配慮するという特徴があるという。

以上を踏まえ、結論では、① 徐々に政治権力の下に統治へと取り込まれていった歴史、② 世帯を単位として関係を選択しつつ、女性を重要な紐帯として展開する相互行為、そして、③ 個人化する若者の生成的な社会関係の三点にまとめて全体の議論を再整理している。

以上が本論文の概要であるが、その学術的貢献として、以下の三点を指摘できる。

第一に、本論文は、何をにおいてもまず、島嶼漁村を対象とした稀少な民族誌として高く評価できる。中国史・中国研究において、漁民にまつわる研究は少なからず存在するが、その大部分は太湖や銭塘江など大陸部の湖沼や河川流域の漁民を扱ったものであり、島嶼漁民を直接的な対象とした研究は非常に手薄であった。本論文は、島嶼漁村を定点観測地に定めた著者の、15年に跨り総計2年間にも及ぶ粘り強いフィールド・ワークに基づいた貴重な観察の記録であり、今後において、世界各地の島嶼漁村研究にたいして比較の参照軸を提供する一次資料として大きな意義を有している。

第二に、本論文は、文化人類学の方法からスタートした著者が研究対象地域で地道なフィールド・ワークを行ったのみならず、当該地域の歴史的研究にまで踏み込み、歴史資料とフィールド・データを組み合わせ、清朝期から人民共和国期に跨る長期的なスパンで島嶼地域の形成過程とその社会的特質を描いたものであり、新しい地域研究の可能性を示すものとして評価できる。近年の傾向として、歴史研究者が対象地域においてオーラル・ヒストリーの収集を含むフィールド・ワークを行うことも増えているが、本論文はフィールド・ワーカーがそこで起こっていることのより深い理解のために当該地域の歴史研究にも踏み込むという新しい潮流の中に位置づけることができる。

第三に、島嶼性が歴史的に展開していく中で、漁民の社会関係がどのように変化し、現在ある姿に形成されたのかを、とりわけジェンダー関係を主軸として立体的に位置づけた点も、本論文の大きな特徴であり貢献である。本論によれば、島の男性らは父系のラインを通じて父から漁法を学び、多くの時間を海上で過ごし、自身の漁法や収入も他人には漏らさないというように個人主義的である。その一方で、彼らの妻である女性たちは島内に残り、実家のネットワークに全面的に頼りながら漁獲物の販売を担う。島内婚が一般的であることから、父系血縁よりも姻戚関係が相対的に重要となる。また出稼ぎ労働者の世話をはじめとする村落ガバナンスにおいては、婦女主任を核とする女性同士の紐帯が大きく貢献している。これらの背景には、ナマコの養殖や観光業の発展により長山諸島の経済生活が陸地の農村に比してより豊かであり、その結果として若者たちも多く島内にとどまっている、といった事情も関わっている。陸地農村とは著しく異なるこれらの中国島嶼漁民の社会関係や生活実態は、本論文の独自の調査によって明らかにされたものである。

以上のようなメリットが明らかである一方、審査員からはいくつかの疑問点も提出された。例えば、① 論文の言語表現においてこなれない文章表現や誤記が散見されること、② 分析概念の面で、本論文の掲げる「相互行為」にまつわる先行研究が十分に踏まえられておらず、さらに本

文中での相互行為（例えばモノのやり取りや会話など）に関する記述も物足りない印象があり、その結果、理論と実態を結ぶ「中間レベル」の分析が弱くなっている点、③ フィールド・ワーカー自身とインフォーマントの関係も踏まえたうえでの、フィールド・データの持つ意味に対する吟味が不十分に見える点、などである。

以上のような問題点や粗削りな部分を抱えながらも、本論文は綿密かつ粘り強い現地調査に支えられた稀少な中国島嶼漁村の民族誌であり、日本に近いにも拘わらず長く注目されてこなかった長山諸島を対象とした秀逸な地域研究である点に変わりはない。以上を総合的に考慮し、審査委員会は本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

上野愛実

トルコ共和国における宗教教育政策（1940年代～1970年代）

—— 宗教教育の再開から必修化まで ——

論文博士（学術）博総合第 18586 号（令和 2 年 2 月 28 日授与）

審査委員会委員 東京大学准教授 秋葉淳（主査）、同准教授 山口輝臣
同准教授 伊達聖伸、早稲田大学教授 桜井啓子、日本大学教授 粕谷元

本論文「トルコ共和国における宗教教育政策（1940年代～1970年代）—— 宗教教育の再開から必修化まで」は、一般に世俗主義政策を推進したことで知られるトルコ共和国において、建国初期に廃止された宗教教育が、1940年代から1970年代にかけて公教育においてどのように再開され、必修化されるまでに至ったのかを検証した研究である。そしてその検証を通じて、トルコ共和国における政教関係の見直しを図ったものである。従来のトルコ共和国（史）の研究が、建国期の指導者アタテュルクの時代と、今日の公正発展党長期政権につながる1980年クーデタ以降の時期にその関心を集中させてきたのに対し、本論文はアタテュルク死後の1940年代から、1980年クーデタ以前の時期という研究蓄積の手薄な時代に焦点を当て、実際に重要な変化、すなわち「政教分離」や「世俗主義」などと訳される「ライクリキ」の解釈の変化と、ナショナリズム・イデオロギーの変容が、この時期に生じていたことを明らかにした。国家と宗教（イスラーム）をめぐる問題は、今日のトルコにおいて最大の争点の一つであり、その中で宗教教育も重要な位置を占めている。本論文は、そのような今日的な課題について歴史的に振り返り、政府刊行物、教科書、新聞、雑誌などの史料の博搜に基づき、変化を丹念に跡付けたものである。

本論文は全6章に加えて序論と結論によって構成され、巻末には文献目録のほか、教科書の写真を掲載した図版が付されている。

序論では、まず論文の課題を提示し、加えて「ライクリキ」という概念の説明がなされる。続いて研究史の整理では、広い視野からトルコ共和国研究の動向が概観され、20世紀中葉を対象とする近年の研究潮流に自らを位置付けつつ、宗教教育政策についての研究が不十分であることを指摘して課題を明確化している。そのほか論文の構成と使用史料がまとめられている。

第1章「トルコ共和国の建国とアタテュルク時代の宗教政策」は歴史的な背景の説明に当たら

れ、オスマン帝国末期からトルコ共和国初期、アタテュルクが死亡する1930年代までの国家と宗教の関係が論じられる。ここではアタテュルクの宗教政策は、宗教を管理するものというより、宗教の排除や否定という側面を強く持っていたことが主張される。その政策の代表例の一つが、公教育における宗教教育の段階的な廃止（宗教的職能者養成学校も廃止）であった。

第2章「非宗教的な道德教育から私教育における宗教教育へ」は、次の第3章とともにアタテュルク時代の宗教政策の転換を扱う重要な章である。1940年代初めから経済の悪化による閉塞感の高まりを背景とし、そうした状況下での共産主義浸透への対抗から宗教教育の必要性が議会や政府諮問会議などで議論され始めるが、まず政府が試みたのは非宗教的な道德教育の導入であった。実際に使用された教科書の分析と、道德教育導入以後も続く道德危機の言説から、この非宗教的な道德教育は人々の要望にかなうものではなかったと結論付けられる。その後第二次世界大戦後の民主化の動きの中で複数政党制が導入されると、共和人民党政府は国民の支持を集めるためにも宗教教育の再開に向け舵を切り、小学校の外部に「宗教塾」を設立し、そこで宗教教育を施す構想が立てられた。これは結局実現しないが、作成された教科書やそれに対する批判を分析し、政策の転換を丁寧に跡付けている。そして、1947年の時点では、政治と宗教の分離という、アタテュルク時代のライクリキ理解が政府内では根強かったことが強調される。

第3章「公教育における宗教教育の再開と国家による宗教管理」は、1947年に共和人民党が方針転換を行い、小学校に宗教科が導入される過程を扱う。1947年から1948年にかけての共和人民党の党大会及び党会議で行われた議論を検討し、ライクリキの解釈において良心の自由の保障に重点が移り、良心の自由の「悪用」を防ぐために国家の管理下で行う宗教教育が正当化されるという論理の変化を明らかにする。翌年導入された宗教科は、憲法学者らの反対にもかかわらずその後民主党政権への移行後も継承され、国家による宗教管理という、今日まで続くトルコの宗教政策の方向性が確定される。そして、アタテュルク死後に、政治と宗教の分離というライクリキ理解から、国家による宗教管理への転換が生じ、それがトルコ共和国の宗教政策の基調となったと結論付けられる。

第4章「宗教教育の拡大と宗教の政治利用」では、宗教科が1956年に中学校へ、1967年に高校へ導入されていく過程が検証される。1982年に宗教教育は小学校から高校まで必修化されるが、従来考察の不十分であった、それに至る経緯とその政治的要因を明らかにした章である。なし崩し的な展開において重要なのは、もはや公教育における宗教教育に反対する声が聞かれなくなり、国民の支持を獲得するために宗教教育を重視、拡大する手法が時の政権によって採用され、その手法が定着した点である。これを著者は「宗教の政治利用」として論じている。

第5章「宗教科の教育内容」は、小学校から高校まで導入された宗教科の教科書の分析である。教科書の作成に関わる制度的側面と執筆者についての情報を丁寧に調査した上で、各教育段階の教科書が詳細に検討される。宗教科教科書の特徴の第一は、それがイスラームの信仰の基礎的内容を教授するとともに、政府の考える「正しい宗教」を国民に指導する内容だった点である。それは基本的にスンナ派の教義を説明する宗派教育であった。第二に、宗教的規範が国家への奉仕につながる点が強調されている点であり、とくに殉教概念と祖国防衛が結びつけられて説明されている。第三には、1976年に出版された教科書において、イスラームがトルコ人に適合しており、トルコ人がイスラーム拡大・発展に寄与した点が重視されるようになる。これは「トルコ・

イスラーム総合論」と呼ばれる思想潮流の反映であり、1980年クーデタ以降に国家イデオロギーとしてこの考え方が採用される以前から、それが公教育に採り入れられていたことが明らかにされる。

第6章「道徳教育の宗教性」は、道徳科に注目する。この科目は1974年にそれまでの公民科に代わって必修科目として設置されたものであり、1982年に宗教科と統合されて必修化される点で重要な意味を持つ。まず、道徳科の導入の背景とその過程が詳細に検討され、共和人民党が連立の相手である親イスラーム政党の要望を受け入れる形で道徳科の設置が決定され、その後政権交代のたびに宗教的道徳を重視するかどうか争点とされたことが明らかにされる。次に、教科書、とくに1976年から78年の時期に使用されていた国民教育省によって出版された教科書を分析し、イスラームを根拠とした道徳が説かれるとともに、トルコ人の国民性とイスラームを結びつける考え方が強調されていることを見出した。これもまた、「トルコ・イスラーム総合論」の公教育への反映として論じられる。

結論では、1980年クーデタ以降、82年に「宗教文化・道徳科」が必修化される展開を述べた後、これまでの議論がまとめられる。また、21世紀に入って公教育における宗教教育が拡大している現状が示され、それが本稿で論じられた時期における宗教政策転換が継承された結果であると論じられている。最後に、現代のトルコ共和国の宗教政策をアタテュルク時代に直結させる見方が誤っており、むしろ1940年代から1970年代までの変遷にこそ現代トルコにおける国家と宗教の関係を考察する鍵があることを改めて強調して稿を終えている。

本論文は、トルコ共和国の1940年代から1970年代までの宗教教育政策について、多種類の一次史料の精査に基づき、その変化を詳細に明らかにしたオリジナリティの高い研究として、委員全員によって高く評価された。構成は明快であり、叙述・論証も綿密で筋道の通ったものである。特に、「ライクリキ」概念の政治的解釈に1940年代末に大きな転換が生じたこと、そして、その結果として国家による宗教管理というトルコ共和国の宗教政策の基礎が1940年代末から1970年代に至るまでの時期に形成されたことを説得的に論じており、トルコ共和国のライクリキや政教関係の理解に新しい展望をもたらした。その学術的貢献は大きい。本論文は、従来のトルコ共和国研究においてあまり注目されてこなかった、アタテュルク時代と1980年クーデタの間の時期に焦点を合わせ、その時期における展開の重要性を説くことによって、共和国史全体の図式を見直した点に独創性がある。また、教科書の体系的分析は本論文の特長の一つであり、そこから1980年クーデタ後に公的イデオロギーとして採用される「トルコ・イスラーム総合論」の公教育への影響を1970年代後半に見出したことも、重要な功績である。以上の点から本研究が国際的水準に達していることは疑いなく、同時に、現代トルコ史研究に必ずしも十分な厚みがあるとは言えない日本の学界の今後の発展に大きく寄与するものである。

このように優れた論文であるが、一方でいくつか問題点の指摘もあった。「宗教」「宗教性」「宗教的知識人」などの概念の説明が不十分であり、「イスラーム」という用語を使うときとの違いなどが分かりにくいことがある点、政治的要因の分析が中心で、変化の社会的背景や国際環境についての言及が少ない点、オスマン帝国末期からの連続性という長い通時的視野はあるが他地域との比較の観点が弱い点、教育の実態面の探究が少ない点などである。しかしながら、これらは本論文の学術的価値を損なうものではなく、今後の課題とすべき論点であるとの認識で、審査

委員会は一致した。

したがって本審査委員会は、全会一致で本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。